

東園田町会 Q&A

1. 町会には必ず入らなければいけませんか？

町会は、地域の住民同士の親睦をはじめ、地域の環境美化や防犯、地域福祉、青少年育成など、地域にお住まいの方々の生活全般に関わる活動を自主的に行っており、誰でもその地域にお住まいになれば、何かしら町会と関わりを持ち、町会活動の恩恵を受けることとなります。

強制ではありませんので、もちろん入らないという選択肢もありますが、東園田町会では、お互いに協力し合いながら住みよい地域づくりを進めていけるよう、町会への加入を呼びかけています。

2. 東園田町会に入会したいのですがどうすればいいですか？

お近くの地区役員（班当番・組幹事）か理事にご連絡ください。もしおわかりにでない場合は町会事務所にお問い合わせください。町会費（月150円年1800円）は概ね4月中に地区役員が直接徴収に伺います。（集合住宅の場合は管理組合からの一括振込の場合もあります）。年途中の入会は月割りで徴収させていただきます。転出等で支払い済み会費を返金ご希望の場合は町会事務所までお申し出ください。月割りで返金いたします。

3. 町会に入ってメリットはありますか？

町会の活動によって地域の環境や防犯などが保たれていることを考えると、既にそのメリットを受けておられます。町会の活動は「自分達の住む地域をみんなで少しずつ力を出し合って良くしていこう」というボランティア精神で行われています。「町会に入ってさらに良い地域にしていこう」と考えていただくことが、住みやすい町をつくるための第一歩になるのではないのでしょうか。

4. 町会に入るデメリットは何？

自分が住む地域を良くするための「町会費の支払い」であり、知り合いを増やす機会となる「町会活動への参加」「役員をしなければならない」です。デメリットでしょうか？

5. 町会活動でケガをした場合はどうなりますか？

町会ではレクリエーション保険やボランティア保険に加入しています。もし、ご心配なら事前に町会事務所にお尋ねください。

6. 防犯灯が切れています(いたんでいます・新設してほしいのですが)・・・

電柱などに設置してある防犯灯の電球が切れているときやいたんでいる時は、町会事務所にご一報ください。新設ご希望の場合は希望場所を地区役員（班当番・組幹事）か理事にお知らせください。

7. 町会員宅でご不幸があったのですが・・・

町会会員（同居のご家族を含む）にご不幸があった場合は地区役員（班当番・組幹事）もしくは理事までご連絡ください（役員は理事まで）。町会から弔慰金をおくり、弔意を表します。町会名の弔旗も用意しております。なお、訃報連絡の際は次の内容をお知らせください。＜故人名・逝去日・町会員との関係・自宅住所・通夜告別式日時場所 その他＞

8. 町会掲示板の利用方法は？

東園田町会地域内に約21箇所の掲示板があります（平成25年8月現在）。掲載にあたっては各地区長の許可が必要です。町会活動、町会内団体が優先されますが、非営利内容なものでしたら、掲載部数をご用意のうえ、町会事務所までお持ちください。

9. 町会の委員をすることになりました・・・

お引き受けいただきありがとうございます。どうぞよろしく申し上げます。
通常4月1日から業務を引き継いでください。